

随意契約の基準

国立研究開発法人農業環境技術研究所会計規程

第9章 契約

(契約の方法)

第33条 理事長は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項に規定する競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

(指名競争)

第34条 (略)

(随意契約)

第35条 契約が次の各号に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが、不利と認められるとき。

2 前項による場合のほか、別に定める場合においては、随意契約によることができる。

国立研究開発法人農業環境技術研究所契約事務取扱規程

第4章 随意契約

(随意契約)

第26条 会計規程第35条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 七 運送又は保管をさせるとき。
- 八 外国で契約をするとき。
- 九 研究所の生産物に関する物品を売り払うとき。
- 十 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

2 理事長は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。

3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。